

# 令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 _____ 内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>対象設備：機械・装置（2千万円以上）          開発研究用器具・備品（1千万円以上）          建物・附属設備・構築物（1億円以上）</p> <p>特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45%          建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23%</p> <p>税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14%          建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7%          （当期法人税額の20%までを限度とする）</p> <p>&lt;要望内容&gt;          国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法42条の10において令和8年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。</p>	
関係条文	<p>・ 国家戦略特別区域法 第2条第2項、第27条の2、</p> <p>・ 家戦略特別区域法施行規則 第1条第1項第1号、第2号、第10条</p> <p>・ 租税特別措置法 第42条の10、</p> <p>・ 租税特別措置法施行令 第27条の10、</p> <p>・ 租税特別措置法施行規則 第20条の5、</p> <p>・ 地方税法 第23条第1項第4号、第72条の23第1項、          第292条第1項第4号、附則第15条第38項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — ( ▲26 ) [平年度] — ( ▲26 )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的          大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性          産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、既に実績があるとともに今後多くのニーズが見込まれている。</p> <p>また、国家戦略特区については、近年、以下のとおり、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定するとともに、国際、医療の分野を含む新たな取組を開始している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年6月に、共通の課題を有する地域間で連携して規制・制度改革を進める地方創生の新たな取組である「連携“絆”特区」として2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）を新たに指定し、宮城県・熊本県においては半導体等の新たな産業集積を支える外国人材の受入れ円滑化等の取組が開始されている。</li> <li>・令和6年6月に、金融・資産運用特区の1つとして、北海道を新たに指定し、国内外から資金・人材等呼び込み、GX産業やデジタル産業の集積やアジア・世界の金融センターの実現を目指す取組が開始されている。</li> <li>・令和7年7月に、成田空港の機能強化を契機として、千葉県全域を追加指定し、国際的なビジネス環境の創出やライフサイエンス（創薬・医療機器等）におけるイノベーションの促進等の取組が開始されている。</li> </ul> <p>これら新たに指定された特区における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）や「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月閣議決定）において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。</p> <p>さらに、「対日直接投資促進プログラム2025」（令和7年6月対日直接投資推進会議決定）においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革と設備投資に係る特別償却や税額控除等のファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしている。</p> <p>このため、特区の目的である産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、これまで本税制措置を適用し12の特定事業が取り組まれてきており、産業の国際競争力の強化に資する医療・農業分野における研究開発事業が6事業、国際的な経済活動拠点の形成に資する国際分野における施設整備が6事業実施されている。また、国際的な経済活動拠点の形成に資する施設整備に関する5事業について既に事業実施計画の大臣確認を行い、令和7年度中に4件、令和8年度以降に1件の適用を予定している。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>施策6 地方創生</p> <p>政策6 地方創生に関する施策の推進</p>
		政策の達成目標	<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。</p> <p>（国家戦略特区制度の目標）</p> <p>国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p>
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在16の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。</p> <p>本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【東京圏】</p> <p>世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある事業を創出する。</p> <p>【関西圏】</p> <p>健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。</p> <p>【仙北市】</p> <p>地域での国際交流の促進や臨床修練制度による外国人医師の受入環境を整備し、農林・医療などの総合的な交流拠点を形成する。</p> <p>【宮城県・熊本県】</p> <p>半導体関連産業の新たな拠点形成に向け共通の課題解決に取り組む「産業拠点形成連携“絆”特区」として、地理的に離れた両県の連携による取組を強力に推進する。</p> <p>大規模な半導体工場の建設を契機として、新たな産業集積を支える外国人材の受入れ等の共通の地域課題を抱える両県が連携し、外国人材の受入れ円滑化、人材の早期育成・確保など、迅速な産業拠点の形成に向けた環境整備を進め、雇用・労働・創業などを始めとした地域の課題解決を図るとともに、その横展開に取り組み、地方創生の新たなモデルとなることを目指す。</p> <p>なお、これまで適用実績がない若しくは現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>

これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 166 件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している 16 の区域において、令和 7 年 8 月時点で合計 513 もの事業が、それぞれ 282 回、66 回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。

本税制措置においては、制度創設以降から令和 7 年 3 月時点までに 3 指定区域（1 都 2 府 1 県 1 市）において、12 事業が適用されてきた。また、事業実施計画を作成して内閣府担当大臣の確認が行われ、現在整備中のものは 5 事業ある。

国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第 12 条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況については、「令和 6 年度国家戦略特別区域の評価について」に基づき達成状況を見ている。

なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。

【東京圏】

●うち東京都の事業

事業	事業数	令和 6 年度末の事業状況
インキュベーションオフィス	2 事業	2 事業とも開業し、11 件の入居者数確保
MICE	3 事業	2 事業について国際会議等の誘致が行われており、目標値 50% に対して 44% 1 事業は竣工直後であり、開業に向け準備中
外国人向けサービスアパートメント	3 事業	1 事業について外国人向け面積が目標値の 75% の面積を確保 2 事業は工事中
インターナショナルスクール	3 事業	運営中の 1 事業について、生徒の半数以上が外国籍 2 事業は工事中

政策目標の達成状況

上記事業によって、東京都が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、東京圏の目標にも貢献している。また整備中の事業も竣工後に貢献していく見込。

東京都の目標	東京圏の目標	対象事業
<p>長期計画「未来の東京戦略」を令和 3 年に、「2050 東京戦略」を令和 7 年公表。この中で特区目標に関わる指標として以下のとおり設定している。</p> <p>海外高度人材 2019 年 18,296 人⇒2023 年 22,197 人⇒2030 年目標 50,000 人⇒2035 年目標 50,000 人以上</p>	<p>世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成</p>	<p>・インキュベーションオフィス：2 事業 ・外国人向けサービスアパートメント：3 事業（うち、2 事業整備中） ・インターナショナルスクール：3 事業（うち、2 事業整備中）</p>
<p>「東京都 MICE 誘致戦略 2023」を令和 5 年に、長期計画「2050 東京戦略」を令和 7 年に公表。この中で上記目標に関わる指標として以下のとおり設定している。</p> <p>【MICE 誘致戦略】</p>		<p>・MICE：3 事業（うち、1 事業開業準備中）</p>

2019年 世界第10位 (140件)⇒ 2023年世界第13位(91 件)⇒ 2030年世界第3位以内 ⇒ 2035年世界第3位以内		
---	--	--

●うち神奈川県の記事

事業	事業数	令和6年度末の事業状況
再生医療等製品の製造工程研究開発及び製造事業	1事業	3件の製品化に向けて治験を実施中

上記事業によって、神奈川県が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、東京圏の目標に貢献している。

神奈川県の目標	東京圏の目標	対象事業
県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の届出件数〔累計〕2027年まで34件	近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。	再生医療等製品の製造工程研究開発及び製造事業 1事業

【関西圏】

●うち大阪府の記事

事業	事業数	令和6年度末の事業状況
再生医療医薬品・高度医療機器開発事業	3事業	1事業は医療機器製品の2件開発し、製品化。 1事業は医薬品の大量製造技術が確立し供給開始。 1事業は再生医療に係る新薬開発中、一部治験終了し、承認後の商用製造に向けて準備中。

上記事業によって、大阪府が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、関西圏の目標に貢献している。

大阪府の目標	関西圏の目標	対象事業
「大阪の再生・成長に向けた新戦略」において、特区目標に関連するものとして、健康・医療関連産業のリーディング産業化を重点分野の1つとし、取組みを推進	健康・医療分野における国際的なイノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器の等の研究開発・事業化を推進	医療機器開発：1事業 再生医療医薬品開発事業：2事業

●うち京都府の記事

事業	事業数	令和6年度末の事業状況
再生医療医薬品開発事業	1事業	iPS細胞由来の新しい血液製剤の探索、製造方法の検証等、研究開発を継続中

上記事業によって、京都府が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、関西圏の目標に貢献している。

京都府の目標	関西圏の目標	対象事業
「京都府総合計画」において、世界に伍するスタートアップ・エコシステムを展開するとともに、	健康・医療分野における国際的なイノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先	再生医療医薬品開発事業： 1事業

		<p>中小企業の成長を支援することを、取組みとして推進</p> <p>端的な医薬品・医療機器の等の研究開発・事業化を推進</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用見込事業数) 令和7年度：4事業 令和8年度以降：1事業</p> <p>上記見込は、既に事業実施計画の大臣確認を行っている事業について記載している。加えて、新たに事業実施計画を作成し、国際的なビジネス拠点の形成に資する施設整備を予定するものが現時点で8事業見込まれる。</p> <p>(適用事業者の範囲) 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められたもの。</p>
	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本税制措置については、これまで産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成となる12の事業が適用され、このうち医療分野における、新薬・新医療機器の開発が促進されるとともに、外国からの人材を引きつけるビジネス環境の整備や生活環境の整備に資する施設が整備されており、これらの取り組みは、日本経済を停滞から再生へとつなげていくために必要な「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備につながっており、本税制措置は民間事業者によるこれらの事業投資の促進を喚起していくものである。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>①土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例を適用。</p> <p>②国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対して、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生2.0特区推進事業 令和7年度予算額 80 百万円 令和8年度要求額 810 百万円</li> <li>・国家戦略特区支援利子補給金 令和7年度予算額 14 百万円 地方創生支援利子補給金（仮称） 令和8年度要求額 636 百万円の内数</li> </ul>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>「地方創生2.0特区推進事業」は新たな規制・制度改革の実現（規制の特例措置の創設等）のために必要となる調査・実証等を推進するもの。 また、利子補給金は、先駆的な研究開発や革新的な事業等を金融面から支援するもの。 一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業を行う事業実施主体のニーズに合わせ、規制の特例措置を適用し又は上記の利子補給契約による貸付を受けて行う特定事業の用に供する設備投資を後押しするもの。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる取り組みへの投資を促進することにより、国家戦略特区における特区目標につながる国際競争力の強化を図る研究開発等や国際的な経済活動の拠点となるビジネス拠点（MICEや外国人の生活施設など）の整備の促進へのインセンティブ措置であることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。また、適用事業の他に国際的な経済活動拠点の形成等に資する施設整備に関する事業であって、既に事業実施計画について大臣確認を行っており、令和7年度に竣工し年度内に適用見込が4事業、現在整備中のものが1事業（1指定区域で1都）ある。このほか、令和8年度以降に事業実施計画の申請を検討する事業が複数ある。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる特定の事業であって、特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。</p>

		<p>また、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定（令和6年6月に連携“絆”特区2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）、金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定）し、国際、医療の分野を含む新たな取組を開始していること、「対日直接投資促進プログラム2025」（令和7年6月対日直接投資推進会議決定）においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革と設備投資に係る特別償却や税額控除等のファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしていることから、当該制度の存置が必要である。</p>
--	--	---

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>【適用事業数】</p> <p>税額控除          令和3年度：1事業（1法人）          令和4年度：なし          令和5年度：2事業（1法人）          令和6年度：なし</p> <p>特別償却          令和3年度：なし          令和4年度：なし          令和5年度：なし          令和6年度：なし</p> <p>【減収額】</p> <p>税額控除          ※地方税の計算において適用対象外</p> <p>特別償却          令和3年度：なし          令和4年度：なし          令和5年度：なし          令和6年度：なし</p> <p>※出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（令和7年2月国会提出）          なお令和6年度については特区に調査した見込みになります</p>
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の10</p> <p>② 適用件数          令和3年度：なし          令和4年度：なし          令和5年度：なし</p> <p>③ 適用額          令和3年度：なし          令和4年度：なし          令和5年度：なし</p>
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>租税特別措置により、国家戦略特区内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる、民間事業者による医療分野における研究・製造開発拠点の整備や、国際的な経済活動の拠点となるビジネス拠点の整備に関する投資が促進されるとともに、規制の特例措置との一体的な後押しにより迅速な整備が進められることで、国家戦略特区における目標達成に相当程度寄与することが見込まれる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>これまで指定してきた区域において、設備投資に係る課税の特例12事業について認定を行っており、これらの事業では計画に沿って設備投資が行われ、各事業については対象の施設・設備を活用してそれぞれの事業実施計画に基づき、研究・製品開発が行われるとともに、国際的なビジネス拠点として国内外からの人材の交流の場となるMICEや生活支援（サービスアパートメント）等の整備が行われ、各施設の運営が開始されており、目に見える形で迅速に進展している。</p>

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度：創設</p> <p>平成 27 年度：拡充  (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。)</p> <p>平成 28 年度：見直しの上、延長  (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。)</p> <p>平成 30 年度：見直しの上、延長  (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和 2 年度：見直しの上、延長  (①特定事業の範囲(高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供、多国籍企業が行う統轄事業、高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービス提供、外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育)、②提出書類の削減を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和 4 年度：適用期限の延長(2年)</p> <p>令和 6 年度：見直しの上、延長  (特定事業の範囲(農業分野(特定中核を除く)及び国際会議等向け「その他の施設」の除外)を見直した上で、2年延長)</p>
------------------	--